

運営規程の概要

令和6年6月1日

フリガナ	ケンコウクラブナカゴノモリ ロージンデイサービスセンター							サービスの種類	通所介護 介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスA
事業所名	健康倶楽部中子の森 老人デイサービスセンター							事業所番号	1570800316
所在地	〒947-0003 新潟県小千谷市大字蕨生乙1460番地1							フリガナ	オオガタ カオリ
								管理者	大形 香織
連絡先	電話番号	0258-82-0880						FAX番号	0258-82-0822
営業日	日	月	火	水	木	金	土	その他の年間の休日	1月1日休業
	○	○	○	○	○	○	○		
営業時間	平日	8:15~17:15 (サービス提供時間 9:00~16:30)						備考	
	土曜日	同上							
	日曜・祝日	同上							
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)					
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
その他の費用	食費700円、おむつ代実費、利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費								
通常の実施地域	小千谷市・長岡市								
	備考								

従業者の勤務体制

職種	資格	員数	
		常勤	非常勤
生活相談員	社会福祉士、社会福祉主事	3	1
看護職員	看護師、准看護師	0	3
介護職員	介護福祉士、ヘルパー2級	7	4
機能訓練指導員	理学療法士、准看護師 あん摩マッサージ指圧師	1	2

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業者が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

非常災害対策

災害時には「社会福祉法人苗場福祉会防火管理規定」及び「消防計画」に基づき、利用者の安全確保に努めます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

暴力団の排除

当施設では、その事業運営について、新潟県暴力団排除条例第3条に規定する理念に則り、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響の排除に努めます。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。

《通所介護》…通常規模(所要時間7時間以上8時間未満の場合)の場合の例

・基本部分

要介護度	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	6,580 円	658 円	6,580 円
要介護2	7,770 円	777 円	7,770 円
要介護3	9,000 円	900 円	9,000 円
要介護4	10,230 円	1,023 円	10,230 円
要介護5	11,480 円	1,148 円	11,480 円

・加算

加算	基本利用料	利用者負担金		算定する単位
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)	
延長加算	500 円	50 円	500 円	5時間を限度とし1時間につき
入浴介助加算Ⅰ	400 円	40 円	400 円	1日につき算定
個別機能訓練加算Ⅰイ	560 円	56 円	560 円	1日につき算定
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180 円	18 円	180 円	1日につき算定
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円	400 円	1月につき算定
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記基本利用料+加算合計に9%を乗じて算定			
事業所送迎減算	-470 円	-47 円	-470 円	片道につき

※延長加算を取得した他にさらに延長料金を徴収する場合は、当該利用料の徴収についての記載が必要。

《通所型サービスA・介護予防通所介護相当サービス》

・基本部分

要介護度	基本利用料	利用者負担金		算定する単位
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)	
要支援1	3,840 円	436 円	3,840 円	1月の中で4回まで
要支援2	3,950 円	447 円	3,950 円	1月の中で8回まで
要支援1(サービスA)	3,490 円	349 円	3,490 円	1月の中で4回まで
要支援2(サービスA)	3,580 円	358 円	3,580 円	1月の中で8回まで

・加算

加算	基本利用料	利用者負担金		算定する単位
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1	720 円	72 円	1日につき算定
	要支援2	1,440 円	144 円	
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円	400 円	月額算定
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記基本利用料+加算合計に9%を乗じて算定			

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

2024年11月1日

事業所又は施設の名称	健康倶楽部中子の森老人デイサービスセンター
申請するサービスの種類	通所介護・介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA

措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情などに対する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況

苦情担当窓口を次のとおり設置します。

- ①窓口設置場所 電話番号 0258-82-0880
FAX 0258-82-0822
- ②窓口開設時間 午前8時15分から午後5時15分まで
- ③対応者 大形 香織 (管理者)
- ④その他 午後5時15分以降についても、上記の番号で常時、連絡体制をとっております
その他の苦情窓口
苗場福祉会 健康倶楽部中子の森老人デイサービスセンター
電話番号 0258-82-0880 FAX 0258-82-0822
小千谷市福祉課 長岡市介護保険課給付係
電話番号 0258-83-3517 電話番号 0258-39-2245
新潟県国民健康保険団体連合会 長岡市長寿はつらつ課
電話番号 025-285-3022 電話番号 0258-39-2268
苦情解決第三者委員 苗場福祉会評議員
電話番号 涌井博行:090-1687-5513 宮入 浩:090-1687-5521

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

(1)相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合及び一般職員に苦情があった場合は、原則として当センターの管理者が対応します

(2)確認事項

相談又は電話については、次の事項について確認します。

相談又は苦情のあった苦情者の氏名及び利用者の氏名、具体的な苦情・相談の内容(日時等)、担当した職員の氏名(苦情者がわかる場合)、対応した職員の氏名等を記載します。

(3)相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。

(4)相談及び苦情処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。

- ①事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。
- ②サービスを提供した職員からの概況説明を行います。
- ③問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。
- ④文書により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者に対して直接行ったうえで文書を渡します。
- ⑤苦情処理の概要についてまとめたうえで、利用者を担当する市町村に対して報告を行い、更なる改善点について助言、指導を受けます。
- ⑥上記の内容について提示し、事業所内において改善策を検討し再発の防止に努めます。

3. その他参考事項

健康倶楽部中子の森では、ご利用者の皆様が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、笑顔と安らぎのある生活を支えたいと願っております。どうぞお気軽にご相談ください。管理者が対応させていただきます。